

# 小千谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

小千谷市農業委員会

平成30年2月26日決定

令和2年8月25日改正

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定により、指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされていることから、令和5年度を目標年度とする。以後、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期に検証と見直しを行う。

## 記

### 1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 1.0%以下の維持

#### 【目標設定の考え方】

- ・耕作不利地の遊休農地化が進むことが予想されることから、遊休農地率 1.0%以下の維持を目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ・農業委員会委員、推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、積極的に放棄地所有者への働きかけを行うとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付け及び空き農地情報を活用するなど一層の遊休農地の解消を図る。

### 2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 80%

#### 【目標設定の考え方】

- ・平成28年度末の担い手への農地利用集積率が51%であることと国の目標集積率が80%であることを踏まえて目標を80%とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・農業委員と推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、人・農地プランに基づき集落での農業者等の話合いに積極的に参画し、関係機関と連携して利用集積活動を実施するとともに、円滑な権利移動ができるよう広報紙等を活用し基盤強化促進法による利用権設定及び農地中間管理事業等の周知を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 年間 6人

【目標設定の考え方】

- ・小千谷市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標を年間6人としていることから、年間目標を6人とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ・就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて新規参入に対して支援を行う。

附 則（平成30年2月26日）

この指針は、平成30年2月26日小千谷市農業委員会第8回総会における決定の日から施行する。

附 則（令和2年8月25日）

この指針は、令和2年8月25日小千谷市農業委員会第2回総会における指針改正決定の日から施行する。